平成２５年（フ）第４３号
兵庫県明石市魚住町清水2070番地の２　市住302号
債務者　**樽**本　京子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
神戸市西区池上２丁目９番地の７　キャッスルハイツ202号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬249番地の３　日宏ハイツ204号
債務者　岩永千佳子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
神戸市西区学園西町５丁目１番地505―505号
債務者　頼岡　千春
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７００号
千葉県松戸市松飛台330番地の２　パストラルコート301号
債務者　佐々木裕美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県柏市西原１丁目26番５号
債務者　高城　早苗
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１４号
千葉県松戸市西馬橋１丁目２番地の１　コーポ桂201号
債務者　綿貫　龍介
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２７号
千葉県松戸市二ツ木219番地の21
債務者　金子　信光
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２４号
北九州市小倉南区上吉田４丁目21番21号　さくら荘203号
債務者　原　　弘美
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２号
北九州市門司区丸山２丁目４番217―503号
債務者　田代　七生
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９２号
福岡県遠賀郡遠賀町浅木１丁目23番６号
債務者　原田　和子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９３号
福岡県遠賀郡遠賀町浅木１丁目23番６号
債務者　原田　隼人
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５号
福島県東白川郡棚倉町大字寺山字宮前242番地２
債務者　鈴木　菊江
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
青森県青森市浪岡大字郷山前字上野28番地６
債務者　工藤美喜雄
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２９０号
名古屋市名東区松井町345番地　サンハイツ松井303号
債務者　上田　桐子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市祓川町5104番地１　祓川馬渡市営住宅６号棟57号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町有里7271番地
債務者　野下　博志
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目１番10―105号
債務者　宮田　彰一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市吉倉町１丁目50番地13
債務者　池田　　瞳（旧姓勝又・高橋）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部